

2025 年 6 月

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先： 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話： 03-5357-1572

e-mail： info@officetsumugu.com

令和 7 年度労働保険の年度更新について

◆期間

令和 7 年度の期間は 6 月 2 日（月）～ 7 月 10 日（木）です。申告書は 5 月末頃に送付される予定ですので、そろそろ準備にかかりましょう。既に、厚生労働省ホームページにはパンフレットや解説動画などが掲載されています。

コールセンター（電話番号：0120-256-376）は、5 月 29 日（木）～ 7 月 18 日（金）で設置され、9 時から 17 時まで土・日・祝日を除き対応してくれます。

◆実務における注意点

パンフレットに掲載されているチェックポイントから、主なものをピックアップします。

- ・通勤手当等の交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）の算入漏れはありませんか？
- ・パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？
- ・事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？
- ・賃金総額について、1,000 円未満は切り捨てられていますか？
- ・保険料・一般拠出金額について、1 円未満は切り捨てられていますか？
- ・各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

◆効率的に手続きをするなら電子申請

年度更新の書類は項目が多いため記入漏れや記入ミスが心配ですが、電子申請では入力チェック機能や自動計算機能のあるシステムで手続きを行うため、ミスを防げます。

また、前年度の情報を取り込んで書類を作成できるので作成に要する時間も短縮でき、混み合う窓口で長時間待たされることはありません。

【厚生労働省「労働保険年度更新に係るお知らせ」】

[労働保険年度更新に係るお知らせ | 厚生労働省](#)

【厚生労働省「労働保険の電子申請に関する特設サイト」】

<https://www.mhlw.go.jp/seisak>

[unitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html](https://www.mhlw.go.jp/seisak/unitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html)

法務省が「ビジネスと人権」意識向上のための中小企業向け取組み事例集を公表

法務省が、中小企業向けの取組み事例集「『ビジネスと人権』ファーストステップ」を公表しました。人権尊重の活動に着手しようとする中小企業や、課題解決に取り組む企業を支援することを目的として、法務省の委託により公益財団法人人権教育啓発推進センターが制作したもので、企業の実践的な事例を紹介しています。

◆企業が配慮すべき人権リスクの種類

事例集では、企業が配慮すべき人権リスクについて、26の主要な類型を挙げています。人権リスクは26類型がすべてというわけではなく、社会の変化に伴い、求められる人権尊重の在り方も変化していきます。26の類型の中では、よく耳にするパワハラやセクハラなどのハラスメントのほかにも、過剰・不当な労働時間や、プライバシーの権利など、企業経営においては身近な話題も人権リスクになり得ることを示しています。

◆人権尊重への取組みの具体的なプロセスと9社の事例

企業による人権への影響は多岐にわたるため、最初から社外での人権リスクに取り組もうとすることは難しいので、まずは自社での人権尊重への取組みを検討することをすすめています。自社でできる取組みは、以下の3つの枠組みで整理することができます。

- ① 人権方針の策定：人権尊重責任を果たすという姿勢・意思を示す
- ② 自社が与える影響の評価と対処（人権デュー・ディリジェンスの実施）：自社の事業が社内外で起こしてしまう可能性のある人権リスクを特定し、防止や是正を行う
- ③ 救済：人権リスクが顕在化している場合に直ちに助けられる仕組みをつくる

また、9社の好事例を紹介し、これから人権尊重の取組みを始めようとする企業のきっかけにしてもらいたいとしています。本冊子の最後には、法務省の人権擁護機関が実施する企業への人権研修も紹介しています。

【法務省冊子「『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組み事例集～】

<https://www.moj.go.jp/content/001437123.pdf>

学生アルバイトを雇う際に注意すべき労働条件

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

厚生労働省では、全国の大学生等を対象に、多くの新入学生がアルバイトを始めるこの時期に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施し（4月1日～7月31日まで）、大学等での出張相談やリーフレットの配布などを行っています。ここでは、「勝手にシフトが変わっている！」「代わりにバイトする人を見つけられないとやめられない」「忙しいと休憩時間がもらえない！」など、“おかしい”と思ったら、まずは労働基準監督署等に相談することを呼びかけています。企業としても、今一度、アルバイトを雇う際の労働条件について確認しましょう。

◆書面で労働条件を示す

①労働契約の期間、②契約期間がある場合、更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準など、③仕事の場所、内容、変更の範囲、④始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーション、⑤バイト代の決め方、計算と支払方法、支払い日（最低賃金を下回らない）、⑥退職時・解雇時の決まり、⑦有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、無期転換申込みに関する事項・無期転換後の労働条件など。

なお、労働者が希望した場合は、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

◆学業とアルバイトが両立できるようなシフトを設定する

学生の本分は学業であることを踏まえたシフト設定が必要です。また、採用時に合意したシフト変更等について、事業者が一方的に変更を命じることはできません。

◆アルバイトの労働時間も適切に把握する

労働時間の管理が必要なのはアルバイトであっても変わりません。

◆商品を強制的に購入させることや、一方的にその代金を賃金から控除することは禁止

公序良俗に反して無効となりますし、不法行為として損害賠償が認められる可能性があります。

◆遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額を定めることは禁止

遅刻等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。また、遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

【厚生労働省「令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54645.html

労働基準法における「労働者」の判断基準 約 40 年ぶりに見直しの議論

◆研究会の目的

厚生労働省は5月1日に「第1回 労働基準法における「労働者」に関する研究会」を開催し、労働者性の判断基準の在り方などの検討を開始しました。この研究会では、「労働基準関係法制研究会報告書（令和7年1月8日公表）」において、労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」（昭和60年）の作成から約40年が経過し、働き方の変化・多様化に必ずしも対応できない部分が生じており、この間に積み重ねられた事例・裁判例等を分析・研究し、学説も踏まえながら見直しの検討をすることや、国際的な動向も視野に入れながら総合的な研究を行うことの必要性について指摘がなされ、同省において専門的な研究の場を設けて総合的な検討を行うべきこととされました。

◆検討事項

この研究会では、次の事項について調査・検討を行うこととされています。

- ① 労働基準法上の労働者性に関する事例、裁判例等や学説の分析・研究、プラットフォームワーカーを含む新たな働き方に関する課題や国際的な動向の把握・分析
- ② 労働基準法上の労働者性の判断基準の在り方
- ③ 新たな働き方への対応も含めた労働者性判断の予見可能性を高めるための方策

◆「労働者」の判断基準

現在、労働基準法上の「労働者」に当たるか否かについては、以下の2つの基準で判断されることとなっています。

- ・労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ・報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

この2つの基準を総称して「使用従属性」と呼ばれています。

近年、配達員やアイドル、劇団員、英会話講師等が労働者として認められる裁判例があり、この研究会の議論により条件がどのように見直されるのか、今後の動向が注目されます。

【厚生労働省「労働基準法における「労働者」に関する研究会 第1回資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57506.html

6月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

2日

- 労働保険の年度更新手続の開始＜7月10日まで＞【労働基準監督署】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】
- 特例による住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第1期分＞【郵便局または銀行】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票【事業場】

【当事務所よりひとこと】

6月になりました。2025年もあつという間に過ぎてしまいそうです。そろそろ梅雨入りも近いのではないのでしょうか。

6月の事務所だよりをお届けします。

今月は「令和7年度労働保険の年度更新」、「「ビジネスと人権」意識向上のための中小企業向け取組み事例の公表」、「学生アルバイトを雇う際に注意すべき労働条件」、「労働基準法における「労働者」の判断基準の見直し議論」です。

お読みいただけますと幸いです。

皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいります。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。